

一 般 競 争 入 札 の 公 告

国立大学法人山梨大学において、下記のとおり山梨大学（下河東他）医療ガス設備等保全業務 について一般競争に付します。

記

1 競争入札に付する事項

山梨大学（下河東他）医療ガス設備等保全業務

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人山梨大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成30年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (3) 医療関連サービスマーク認定証書（医療用ガス供給設備の保守点検業務）の交付を受けている者であること。
- (4) 医療ガス設備について、患者への医療の用に供するため24時間体制でなおかつ緊急時に30分以内で保守が行える者。
- (5) 仕様書に定める業務について役務提供できることを証明可能な者であること。
- (6) 本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

山梨県中央市下河東1110

国立大学法人山梨大学施設・環境部施設企画課 総務グループ

TEL：055-273-9316 FAX：055-273-6799

4 入札書等の提出場所及び日時

山梨県中央市下河東1110

国立大学法人山梨大学施設・環境部施設企画課 総務グループ

平成30年3月 8日 17時00分

5 競争執行の場所及び日時

山梨県中央市下河東1110

国立大学法人山梨大学医学部キャンパス管理棟2階中会議室

平成30年3月16日 13時00分

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 入札の無効

本公告第2項に示した競争参加資格にない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他山梨大学契約細則第20条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

(2) 契約書の作成

落札決定の日から10日以内(落札決定者が遠隔地等特別な事情があるときは指定の期日まで)に作成するものとする。

(3) その他

詳細は、入札説明書による。

平成30年2月23日

国立大学法人 山梨大学
学長 島田 眞路

山梨大学（下河東他）医療ガス設備等保全業務

入 札 説 明 書

最低価格落札方式

平成30年2月

国立大学法人山梨大学

国立大学法人山梨大学（以下「山梨大学」という。）の一般競争契約に係る入札公告（別紙１のとおり）に基づく入札等については、本学会計諸規則、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成１３年度文部科学省訓令。以下「文部科学省契約規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約者名等

- (1) 国立大学法人 山梨大学
学長 島田 眞路
- (2) 所属部局名 山梨大学
- (3) 所在地 〒４００－８５１０ 山梨県甲府市武田四丁目４－３７

2 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
別紙１のとおり
- (2) 調達案件の仕様等
調達役務に関し、山梨大学長が指定する内容等であること。
(詳細は、別冊仕様書による。)
- (3) 履行期間
別紙１のとおり
- (4) 履行場所
別紙１のとおり
- (5) 入札方法
落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別冊契約書（案）及び文部科学省契約規則の別記第１号工事請負契約基準（以下「契約基準」という。）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
また、別紙１に示す履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（単価契約の場合を除き、当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額（税抜き価格）を入札書に記載し提出すること。
- (6) 入札保証金及び契約保証金
免除

3 競争参加資格

- (1) 山梨大学契約細則第２条及び第３条に規定される次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後2年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、開札時までに**別紙1**に掲げる等級に格付けされる資格を有する業者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (3) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあつては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 山梨大学契約細則第4条の規定に基づき、山梨大学長が定める資格を有する者であること。
- (5) 仕様書においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 山梨大学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書並びに入札公告及び入札説明書に示した内容を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
別紙1のとおり
- (2) 入札書の受領期限
別紙1のとおり
- (3) 入札書の提出方法
 - ① 競争加入者等は、別冊の仕様書、契約書（案）及び契約基準等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の（1）に掲げる者に説明を求めることができる。
 - ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した**別紙様式1**の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に**別紙1**のとおり記入しなければならない。

- (ア) 調達件名及び数量
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に別紙 1 のとおり記入し、中封筒の封皮には、直接に提出する場合と同様に氏名等を記入し、上記 4 の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は下記（７）に掲げる業務費内訳書を作成し、封書に入れ封印し、かつその封皮に別紙 1 のとおり記入しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑥ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- （４） 入札の無効
- 入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
 - ② （調達）件名及び入札金額のないもの
 - ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - ⑤ （調達）件名に重大な誤りのあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
 - ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
 - ⑩ 入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
 - ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの
- （５） 入札の延期等
- 競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- （６） 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで委任状を提出しなければならない。
(参考：別紙様式 2－1 又は 2－2)
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。
- (7) 業務費内訳書の提出
 - ① 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（押印並びに記名を要す。）の提出を求める。
 - ② 業務費内訳書は指定の様式により作成する。
 - ③ 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (8) 開札の日時及び場所
別紙 1 のとおり
- (9) 開札
 - ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記①の立会職員以外の者は入場することはできない。
 - ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記 4 の（6）の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、さらに委任状を提出しなければならない。（参考：別紙様式 2－3）
 - ⑤ 競争加入者等は、山梨大学長が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
 - ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
 - ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

5 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 競争加入者等に要求される事項
 - ① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別封の履行できることを証明する書類を、上記 3 の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記 4 の（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、山梨大学長から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、す

- べて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類
- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙 2 により作成する。
 - ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
 - ③ 山梨大学長は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した調達役務を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した調達役務を履行できるかどうかの判断の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法
最低価格落札方式とする。
- ① 上記 4 の (3) に従い、書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、上記 3 の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が山梨大学契約細則第 11 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を当該契約の相手方とすることがある。
 - ④ 山梨大学長は、落札者を決定したときは、その日の翌日から、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、希望者に対して閲覧により公表する。
 - ⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から 10 日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に山梨大学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、山梨大学長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通

を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 山梨大学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 本学が保有する個人情報に伴う外部委託である役務契約等については、契約書に適用条項を明記する。
- ⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反した場合の適用条項を明記する。

(7) 支払条件

別冊の契約書（案）に記載のとおり

(8) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて履行確認検査等の対象とする。
- ② 履行確認検査等により、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

別紙 1

* 冒頭部 * 入札公告日：平成 30 年 2 月 23 日

* 2 (1) * 調達件名及び数量：山梨大学（下河東他）医療ガス設備等保全業務 一式

* 2 (3) * 履行期間：平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 25 日

* 2 (4) * 履行場所：山梨大学下河東団地，宮前 3 団地構内

* 2 (5) ① * 履行に要する一切の諸経費：運送料，交通費，保険料等

* 3 (2) * 競争に参加することができる業者区分及び等級：

文部科学省競争参加資格(全省庁統一資格)において，平成 30 年度に関東・甲信越地域の役務提供業者の B，C 又は D の等級に格付けされた資格を有する者

* 4 (1) * 入札書等の提出場所等：

山梨県中央市下河東 1 1 1 0

山梨大学施設・環境部施設企画課総務グループ

Tel 055-273-9316

* 4 (2) * 入札書等の受領期限：

平成 30 年 3 月 8 日 17 時 00 分

(郵送する場合には受領期限までに必着のこと)

* 4 (3) ②④ * 封皮の書き方：

氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入の上，「平成 30 年 3 月 16 日開札〔件名山梨大学（下河東他）医療ガス設備等保全業務 一式〕の入札書在中」と朱書すること。

* 4 (3) ③ * 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合：

二重封筒とし，表封筒に「平成 30 年 3 月 16 日開札〔件名山梨大学（下河東他）医療ガス設備等保全業務 一式〕の入札書在中」と朱書し，中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に記入すること。

* 4 (3) ④ * 封皮の書き方：

氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入の上，「平成 30 年 3 月 16 日開札〔件名山梨大学（下河東他）医療ガス設備等保全業務 一式〕の業務費内訳書在中」と朱書すること。

* 4 (8) * 開札の日時及び場所：

平成 30 年 3 月 16 日 13 時 00 分

山梨大学医学部キャンパス管理棟 2 階小会議室

別紙 2

競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

- (1) 平成30年度の文部科学省競争参加資格（全省庁統一参加資格）審査結果通知書の写し（申請書写し） 1部
- (2) 医療関連サービスマーク認定証書（医療用ガス供給設備の保守点検業務）の写し 1部
- (3) 緊急時連絡体制図
（本業務作業時のみならず、不測の事態が発生した場合を考慮し、現場から受託責任者間の対応が確認できる連絡体制図（フロー図が望ましい。）） 1部
- (4) 株式会社セントラル・ユニ製の医療ガス設備等に総合的な保全が行えることを記載した書類 1部
- (5) 契約実績が証明出来る書類 1部
- (6) 業務費内訳書（入札書に記載される入札金額に対応した金額で作成し、押印並びに記名を要す。封書に入れ封印すること。） 1部
- (7) 参考見積書 1部

(案)

請負金額 金 円也

(うち消費税額及び地方消費税額)

ただし、消費税額及び地方消費税額は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、請負金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人 山梨大学 学長 島田 眞路 と 受注者 〃との間に
 おいて、上記の業務について、上記請負金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義
 に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。

第2条 業務期間は、平成30年4月1日から平成31年3月25日までとする。

第3条 受注者は、業務終了後速やかに、業務完了報告書を山梨大学施設・環境部施設管理課に送付し、完了確認を受けるものとする。

第4条 請負代金の支払いは1回とし、受注者は業務完了後、請求書を山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。

2 発注者は適法な請求書を受理した日の翌月の 25 日（当該日が銀行取引休業日の場合は、翌週以降の最初の銀行営業日）までに支払うものとする。ただし、特別な理由がある場合はこの限りではない。

第5条 受注者は、業務計画書等を作成し発注者に提出する。

第6条 契約保証金は、免除とする。

第7条 受注者は、労務管理及び労働災害のすべてについて責任を持ち業務を遂行するものとする。

2 労働災害時の労災保険の適用は、受注者の保険とする。

3 業務中、故意又は過失により生じた損害並びに第三者への損害 賠償は、いずれも受注者の負担とする。

第8条 天災，地変，その他受注者の責に帰することができない理由により，本学の設備に故障を生じ，あるいは当然発注者が被るべき損害に対しては，受注者はその責を負わないものとする。

第9条 この契約に関して、発注者の保有する個人情報の取り扱いについて次のように定め、受注者がこれに違反した場合には、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 受注者は、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を本業務に充てなければならない。
- (2) 受注者は、業務上知り得た相手方の機密若しくは個人情報を第三者に漏らし、又はその他の目的に使用してはならない。
- (3) 個人情報の漏洩が発覚した場合には、原因追求に関して受注者は発注者に協力し、原因判明後には報告書を提出しなければならない。

第10条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) この契約に関し、受注者（受注者が法人にあつては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第11条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等、（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務提供の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団対策法」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員対策法第二条第二号び規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第12条 受注者は、前条各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 受注者が、前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをするまでの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第13条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人山梨大学会計規則及び山梨大学契約細則によるものとする。

第14条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じた時は、双方誠意をもって協議のうえ円満に解決するものとする。

第15条 この契約に関する訴えの管轄は、山梨大学所在地を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする

この証として、本書2通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 山梨県甲府市武田四丁目4－37
 国立大学法人山梨大学
 学 長 島 田 眞 路

受注者